

議案第9号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

組織改正等に伴う事務分担の一部見直し等に伴い、事務処理権限の規定の改正を行う。

2 訓令の概要

- (1) 新たに教育人材開発課を設置すること等に伴う所要の規定の改正を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）				
1 略					1 略				
2 教育総務課					2 教育総務課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決権者		教	専決権者	教	課長等	
		育委員	教育長	教育次長					育委員
		会			会				
一 地方	略				一 地方	略			
公務員	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）				公務員	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）	○		
に関する事務	(1) 管理職員に係るもの		○		に関する事務	(1) 管理職員に係るもの			
(事務局職員に係るものに限る。)	(2) 管理職員以外の職員に係るもの			○	(事務局職員に係るものに限る。)	(2) 管理職員以外の職員に係るもの			
	略					略			
	7 同法第38条第1項の規定による <u>営利企業の従事等</u> の許可					7 同法第38条第1項の規定による <u>営利企業等の従事</u> の許可			
	(1) <u>管理職員</u> に係るもの		○			(1) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u> 以外の職員に係るもの	○		
	(2) 管理職員、非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの			○		(2) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u> に係るもの		○	
	(3) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u> に係るもの					(3) <u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u> に係るもの		○	
	略					略			
略					略				
四 職員	略				四 職員	略			
の任用	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結			○	の任用	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結		○	
に関する					に関する				

る規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11号)に関 する事 務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	果の通知						
	3 1及び2に掲げるもの のほか						
	略						
五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 3年法 律第110 号)に関 する事 務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	略						
	(3) 軽易なもの						○
る規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11号)に関 する事 務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	果の通知						
	3 同規則第8条の規定に よる採用又は昇任の選考 の請求						○
	4 同規則第9条の規定に よる職員の臨時的任用(6 月以内に廃止される職 及び単純な労務に従事す る職への臨時的任用を除 く。)の承認の請求						○
	5 1から4までに掲げる もののほか						
	略						
五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 3年法 律第110 号)に関 する事 務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	略						
	(3) 軽易なもの						○
	六 昇給 等に関 する事 務	1 事務部局職員、県立学 校の事務職員、技術職員 、介助職員及び現業職員 並びに市町村立学校(学 校組合立学校を含む。以 下同じ。)の事務職員及 び学校栄養職員の昇給の 決定及び給料の補正等					○
	2 1に掲げるもののほか (1) 特に重要なもの					○	
	(2) 重要なもの (3) 軽易なもの					○	

七 退職 手当に 関する 事務	1 職員の退職手当の支給 に関する規則（昭和51年 鳥取県規則第25号）に基 づく事務のうち次に掲げ る事務				
	(1) 同規則第3条の規 定による退職手当の金 額の決定				○
	(2) 同規則第8条第2 項の規定による失業者 退職手当受給資格者証 の交付				○
	(3) 同規則第12条の規 定による基本手当に相 当する退職手当の支給 日の指定				○
	(4) 同規則第13条第2 項（同規則第21条にお いて準用する場合を含 む。）の規定による待 期日数の間における失 業の認定				○
	(5) 同規則第13条第4 項（同規則第21条にお いて準用する場合を含 む。）の規定による失 業の認定及び支給の制 限を行うべき事実の有 無の確認				○
	(6) 同規則第14条第4 項の規定による受給資 格者証の改定				○
	(7) 同規則第19条の2 第2項の規定による失 業者退職手当高年齢受 給資格者証の交付				○
	(8) 同規則第20条第2 項の規定による失業者 退職手当特例受給資格 者証の交付				○
	2 現業職員の給与に関す る規則（昭和32年鳥取県 教育委員会規則第9号） 第4条の規定による退職 手当の金額の決定				○

六 略					
七 その	略				
他の業務に関する事務	9 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の任免				○
	10 一から六まで及び1から9までに掲げるもののほか				
	略				

3 1及び2に掲げるもののほか					
(1) 特に重要なもの			○		
(2) 重要なもの				○	
(3) 軽易なもの					○
八 略					
九 その	略				
他の業務に関する事務	9 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○
	10 一から八まで及び1から9までに掲げるもののほか				
	略				

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者 教育長 教育次長 等	課長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務（市町村立学校及び県立学校の教職員（以下「学校教職員」という。）に係るものに限る。）	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条の規定による職員（市町村立学校の臨時的任用職員及び外国語活動支援員以外の非常勤職員を除く。）の任命			
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○		
	イ 校長、管理職員及び外国語活動支援員以外の職員に係るもの		○	
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し			○
(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定によ	○			

る分限処分（心身の故障による休職を除く。）				
(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）				○
(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
(4) 同法第10条第1項				○

	の規定による育児短時間勤務の承認				
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	5 人事の基本方針の決定等	○			
	6 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	7 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事（県が任用する外国語指導助手以外の県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	8 訓告処分に関する事務（県立学校の教職員に係るものに限る。）		○		
	9 1 から 8 までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務（学校教職員に係るもの	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
	3 同法第22条第3項の規				○

限る。)	定による長期にわたる研修の命令				
	4 1 から 3 までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 退職 手当に 関する 事務	1 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同条例第17条又は第19条の規定による支給制限	○			
	(2) 同条例第18条の規定による支払の差止め	○			
	(3) 同条例第20条又は第21条の規定による返納の命令	○			
	(4) 同条例第22条の規定による納付の命令	○			
	2 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付				○
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定				○
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定				○
(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条にお				○	

	いて準用する場合を含む。)の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認				
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定				○
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付				○
	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付				○
	3 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)第4条の規定による退職手当の金額の決定				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 その他の業務に関する事務	1 事務部局職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	2 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の給与の決定				○
	3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条の規定による義務教育諸学校の学級編制の基準の決定	○			
	4 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定	○			

5 労働協約の締結（県立学校の教職員に係るものに限る。）	○			
6 学校教職員の職員証の交付（県立学校の教職員に係るものに限る。）				○
7 学校教職員の履歴事項等の証明				○
8 一から三まで及び1から7までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの		○		
(2) 重要なもの			○	
(3) 軽易なもの				○

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教育委員会	教長	教次長	課長等
一 任免に関する事務	1 地方公務員法第17条の規定による職員（市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命				○

3 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教育委員会	教長	教次長	課長等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第17条の規定による職員（臨時的任用職員及び外国語活動支援員以外の非常勤職員を除く。）の任命				
	ア 校長に係るもの	○			
	イ 校長及び外国語活動支援員以外の職員に係るもの		○		
	ウ 外国語活動支援員に係るもの				○
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故	○			

	る。)	障による休職を除く。)				
		(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)				○
		(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
		(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
		(7) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2	職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
		(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
		(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
		(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
		(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
		(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の				○

年法律第147号)	援学校の教員に対するものを除く。)				
略					
する事務	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものを除く。)		○		
略					

三 略

四 その他の業務に関する事務					
	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更		○		
	2 一から三まで及び1に掲げるもののほか				
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 長	課 長 等

年法律第147号)	係るものを除く。)の有効期間の更新又は延長				
略					
する事務	5 同法第11条の規定による免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。)の取上げ		○		
略					

四 略

五 その他の業務に関する事務	1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による義務教育諸学校（特別支援学校を除く。）の学級編制の基準の決定		○		
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更		○		
	3 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（市町村立学校教職員に係るものに限る。）		○		
	4 市町村立学校教職員の履歴事項等の証明				○
	5 一から四まで及び1から4までに掲げるもののほか				
略					

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専 決 権 者	教 育 長	課 長 等

				等				等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務（県立又は市町村立の特別支援学校の教職員（以下「特別支援学校教職員」という。）に係るものに限る。）	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務							
	(1) 同法第17条の規定による職員の任命							
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○						
	イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの		○					
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し							○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○						
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）							○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用							○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○						
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可							○
(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○						
2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認								○
3 地方公務員の育児休業								

				等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
				(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
				(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
				(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
				(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
				(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
				(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
				4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
				(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○		
				(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。）の承認の請求				○
				5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
				6 人事の基本方針の決定等	○			

略					
5	同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものに限る。）		○		
6	同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				○
略					
二 略					
三 その他の業務に関する事務		略			
3	鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科理療科並びに琴の浦高等特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等		○		
4	一及び二並びに1から3までに掲げるもののほか				
略					

るものに限る。）		略			
5	同法第11条の規定による免許状の取上げ		○		
6	同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可				○
略					
四 略					
五 その他の業務に関する事務		略			
3	鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科理療科並びに琴の浦高等特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等		○		
4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制の基準の決定		○		
5	鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（特別支援学校教職員に係るものに限る。）		○		
6	県立特別支援学校の教職員の職員証の交付				○
7	特別支援学校教職員の履歴事項等の証明				○
8	一から四まで及び1から7までに掲げるもののほか				
略					

5 いじめ・不登校対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教	専決権者	教	課
		育	教	育	長
		委	育	育	長
		員	長	次	等

(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				

						(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○		
						(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。)の承認の請求				○
						5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
						6 人事の基本方針の決定等	○			
						7 臨時的任用職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免				○
						8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
						9 訓告処分に関する事務		○		
						10 1から9までに掲げるもののほか				
						(1) 特に重要なもの		○		
						(2) 重要なもの			○	
						(3) 軽易なもの				○
					二 教育公務員特例法に関する事務(県立高等学校の教職員に係るものに限る。)	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
						2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
						3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
						4 1から3までに掲げるもののほか				
						(1) 特に重要なもの		○		
						(2) 重要なもの			○	
						(3) 軽易なもの				○
	三 略									
	三 その他の業務に関	略				4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針	○			
	三 略									
	四 その他の業務に関	略				4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針	○			

		育 次 長 等	長 等	長 等
略				
七 服 務 及 び 研 修 に 関 す る 事 務 （ 本 庁 組 織 の 職 員 に 係 る も の に 限 る 。 ）	1 出張、休暇その他服 務に関する事務			
	（1） 地方公務員の育児 休業等に関する法律第 19条第1項又は第3項 において準用する同法 第5条第2項の規定に よる部分休業の承認又 はその取消し			
	ア <u>教育次長等、課長等</u> 及び <u>所長等</u> に係るもの	○		
	イ <u>教育次長等、課長等</u> 及び <u>所長等以外</u> の職員 に係るもの			○
	（2） 職務に専念する義 務の免除の承認（職務 に専念する義務の特例 に関する規則（平成6 年鳥取県人事委員会規 則第16号）第2条の表 第9号又は第10号の事 由に該当する場合を除 く。）			
	ア <u>教育次長等、課長</u> <u>等及び所長等</u> に係る もの	○		
イ <u>教育次長等、課長</u> <u>等及び所長等以外</u> の 職員に係るもの			○	
（3） 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日 以内の場合を除く。） 又は第16条の表第2号 の事由に該当する場合 を除く。）				

		育 次 長 等	長 等	長 等
略				
七 服 務 及 び 研 修 に 関 す る 事 務 （ 本 庁 組 織 の 職 員 に 係 る も の に 限 る 。 ）	1 出張、休暇その他服 務に関する事務			
	（1） 地方公務員の育児 休業等に関する法律第 19条第1項又は第3項 において準用する同法 第5条第2項の規定に よる部分休業の承認又 はその取消し			
	ア <u>管理職員</u> に係るもの	○		
	イ <u>管理職員以外</u> の職 員に係るもの			○
	（2） 職務に専念する義 務の免除の承認（職務 に専念する義務の特例 に関する規則（平成6 年鳥取県人事委員会規 則第16号）第2条の表 第9号又は第10号の事 由に該当する場合を除 く。）			
	ア <u>管理職員</u> に係るもの	○		
イ <u>管理職員以外</u> の職 員に係るもの			○	
（3） 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日 以内の場合を除く。） 又は第16条の表第2号 の事由に該当する場合 を除く。）				

ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○			
イ <u>教育次長等、課長等及び所長等以外</u> の職員に係るもの				○
略				
(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○			
イ <u>教育次長等、課長等及び所長等以外</u> の職員に係るもの				○
2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同訓令第12条第3項の規定による入退庁時間の管理				○
(2) 同訓令第19条第2項の規定による事故報告				○
略				
略				

ア <u>管理職員</u> に係るもの	○			
イ <u>管理職員以外</u> の職員に係るもの				○
略				
(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
ア <u>管理職員</u> に係るもの	○			
イ <u>管理職員以外</u> の職員に係るもの				○
2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同訓令第11条第3項の規定による入退庁時間の管理				○
(2) 同訓令第18条の規定による事故報告				○
略				
略				

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。